

性暴力被害者への支援の拡充を求める意見書

性暴力被害にあっては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生ずる。また、被害者がその被害の性質上支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角にすぎない。

心身にダメージを受けた性暴力被害者は、その心身の負担の軽減や被害の潜在化の防止などを図るため、さまざまな支援が必要である。

そのため、総合的な支援を可能な限り1カ所で提供することを目的に設置された、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて支援をコーディネートすることが極めて重要である。

このような中、内閣府において、都道府県によるワンストップ支援センターを核とした性犯罪・性暴力被害者支援の取り組みの充実を図るため、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設された。

しかし、今後、中長期的にも支援が継続されるためには、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全ての都道府県での設置と、性暴力被害者への支援の拡充が必要である。

よって、国会及び政府においては、性暴力被害者に対する支援のため、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 全ての都道府県における被害者のためのワンストップ支援センターの早期設置と、緊急時から中長期まで被害者に寄り添った支援の拡充をすること。
- 2 支援体制の整備や支援に従事する人材の育成など、支援の実行性を確保するため、必要な財政上の措置を講ずること。
- 3 被害者の支援に関する施策の立案においては、性暴力被害者やその支援者などの声を踏まえ、実態に即した形で行われるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、財務大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員